

4月7日、国は、福岡県に対し「緊急事態宣言」を行いました。
これを受けて、5月6日までの間、緊急事態措置を実施していくこととします。
事業者の皆さまにおかれては、以下の点にご協力願います。

○生活の維持に必要な場合を除き、外出を控えること

※生活の維持に必要な場合とは、医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩などをいいます。

○職場への出勤は、外出自粛の要請の対象としないが、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など人との交わりを低減すること

○ 不要不急の帰省や旅行など、県をまたいでの移動を極力避けること

※なお、都市封鎖(ロックダウン)とは異なるものです。

○集団感染のリスクを高める3条件、「密閉」、「密集」、「密接」が同時に重なること回避してください

○感染の拡大につながるおそれのある催物(イベント)開催を控えること

○手洗いの励行や咳エチケットに努めること

○飲食料品や生活必需品の小売店等生活に必要な事業は継続されるため、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等をしないこと

○新型コロナウイルスの感染症を疑った場合は、保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」へ電話で相談してください

詳しくは県ホームページ「新型コロナウイルス感染拡大にかかる緊急事態措置について」
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details.html>)
をご覧ください。